

議案第12号

調布市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月28日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用する条項を改めるとともに、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

調布市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年調布市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 8 項」を「第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 12 項」を「第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 14 項」を「第 15 項」に改める。
別表第 1 4 の項を次のように改める。

4	削除	
---	----	--

別表第 2 2 の項中「生活保護法」を「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）」に改め、同表 5 の項中「（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）」を削り、同表 21 の項中「（以下「児童手当関係情報」という。）」を削り、同表 22 の項を次のように改める。

22	削除		
----	----	--	--

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は、規則で定める日から施行する。